

## 北陸地方整備局との意見交換会意見・要望 (R1. 12. 17)

### 1. 社会資本整備の着実かつ計画的な推進について

近年の頻発化・激甚化する自然災害に備えるため、平成30年度の補正予算から始動した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、北陸地方整備局における平成31年度当初において、直轄事業費で対前年度比1.29、新潟県への補助・交付金で対前年度比1.25の予算を確保していただきました。

しかしながら、会員の公共工事受注状況は、9月末現在で全体としては平年並みにとどまり、地域別には対前年度比0.70～1.86と格差がこれまで以上に拡大し、たいへん厳しい状況にあります。

一方で、台風19号災害におきましては、会員の多くが北陸地方整備局をはじめ、県、市町の要請を受け、休日や昼夜をいとわず、緊急復旧等に対応したところです。

つきましては、安全・安心の守り手である地域建設業が安定的な経営の下で人材育成・確保に継続的に取り組むため、また、激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、令和元年度の補正予算及び令和2年度以降における当初予算の安定的・持続的な大幅増額確保をお願いいたします。

### 2. 土・日現場閉所の実現に向けて

当協会では、将来を担う若者の入職を促すため、完全週休2日制（土・日現場閉所）を最終目標に、当面は日曜日に加え、第2土曜日及び第4土曜日の現場閉所に積極的に取り組んでおります。

北陸地方整備局におかれましては、週休2日に取り組む工事の対象件数を拡大され、必要経費を計上するとともに、工程情報の開示などにも取り組んでいただき、感謝申し上げます。

#### 2-1. 適切な工期設定について

当協会が実施した「土日現場閉所の取り組み状況」に関する調査において、取り組むにあたっての課題として、工期の設定について、「積雪降雪期等の施工に適さない時期が配慮されていない」との回答が多数ありました。

工期の算定にあたり、実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数として、「雨休率」が採用されておりますが、休日と悪天候により作業ができない日数は、年間を通して一定ではないため、積雪降雪期に配慮して雨休率の見直しをお願いいたします。

また、積雪寒冷地である新潟県の建設業にとって、天候が安定し、工事目的物のより良い品質の確保が期待できる10月までに、現場の施工が完了できるよう、施工時期を考慮した工事の発注をお願いいたしますとともに、工期に積雪降雪期が含まれる場合には、気象状況に応じて、繰越を含む早期の工期延長手続きをお願いいたします。

## 2-2. 余裕期間制度の活用について

当協会が実施した「土日現場閉所の取り組み状況」に関する調査において、取り組むにあたっての課題として、「契約後に長期間にわたり現場の施工に執りかけられない工事が多い」との回答が多数ありました。

平成30年度に会員が北陸地方整備局の関係事務所と契約した工事170件において、3ヶ月以上、全く工事に着手できなかった工事は、余裕期間制度を活用していない工事では114件中23件（20.1%）、余裕期間制度を活用した工事では56件中9件（16.1%）でありました。適切な余裕期間の設定が有効と考えられますので、余裕期間制度の積極的活用をお願いいたします。

また、受注者の責によらずクリティカル・パスとなる主要工種が施工できない場合は、速やかに工事を全部中止されるとともに、工事再開後に着実に土・日現場閉所に取り組めるよう、工期の延長について早期の契約変更をお願いいたします。

[参考] 余裕期間制度（平成31年2月8日付通知）

国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について、余裕期間制度を原則として活用すること。

なお、当分の運用として、余裕期間は、契約ごとに工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。

余裕期間設定の現状（2019年契約56工事・フレックス等除く48工事）

契約日から着手期限までの余裕期間 3～150日間、平均34日

7日以下	5工事
14日以下	7工事
21日以下	8工事
1ヶ月以上	28工事

## 3. 公共工事設計労務単価の引き上げに対するスライド条項について

国土交通省におかれましては、公共工事設計労務単価を7年連続して引き上げていただき、また、平成31年3月1日以降に契約した工事のうち、予定価格の積算にあたって、旧労務単価を適用した工事については、新労務単価により算出された請負代金額への変更を発注者から受注者に対して協議していただき、感謝申し上げます。

しかしながら、2月以前に契約した工事において、余裕工期が設定され、実際の施工が3月以降となる工事においても、新労務単価により算出された請負代金額の増額部分が請負代金額の1/100を超える額のみが変更対象とされています。

こうした中、施工時期の平準化により発注時期が早まったことで、基準日によっては公共工事設計労務単価の新単価が適用されず、旧労務単価による契約工事が増えてきておりますので、余裕工期を設定し、工事着手日を基準日以降に指定する工事については、請負代金額の1/100を足切りの対象とせず、新単価を適用されるよう、お願いいたします。

事例 当初契約日：平成31年2月8日

入札公告における工期

実工事期間：平成31年4月1日（工事の始期）から平成31年12月20日

#### 4. 監理技術者の専任義務の見直しについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、「監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。」と規定されており、その職務を果たすために、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされています。

したがって、現場施工が完了し、その職務を全うした場合には、現場に専任する必要がなくなりますので、完成検査前であってもその時点で当該工事の専任を解除され、他の工事に従事できるように、制度の見直しをお願いいたします。

なお、監理技術者として従事した工事の完成検査には立ち会うものとし、不合格とされた場合は、個人ではなく会社が全責任をもって補修等の対処を実施することで十分ではないかと考えます。

また、状況等を勘案し、他工事への配置予定技術者として認めるとの、ご配慮をいただける場合がありますが、発注者によってはコリンズの登録期間が重複することで認められない場合もありますので、すべての発注者において、統一した対応が実施されるよう、コリンズの登録制度の見直しとともに、監理技術者の専任義務について、明確に制度を改正されるようお願いいたします。